

緊急対策資金

1 目的

この資金は、災害により緊急的な資金を必要としている者に対し、融資することにより中小企業者等の経営基盤の安定を図ることを目的とする。

2 融資対象

この資金の融資の対象となる者は、市内に事業所を有し、今後も事業を継続しようとする次に掲げる者で、災害発生の都度、被害の程度により制度の適用を判断する。

- (1) 地震・風水害・冷害・大規模な経済危機等により被害を受けた中小企業者等
- (2) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定を受けた中小企業者等（危機関連保証を利用する場合）
- (3) その他函館商工会議所が第1号に規定する者に類するものとして特に認める中小企業者等

3 融資条件

この資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金使途，融資限度額，融資期間および融資利率

資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置）	融資利率
運転資金	1,000万円	10年以内 (2年以内)	別に定める。
設備資金	3,000万円	15年以内 (3年以内)	

- (2) 返済方法
原則として均等分割月賦返済とする。
- (3) 信用保証
必要により保証協会の保証を付けることがある。
- (4) 担保および保証人
取扱金融機関の定めるところによる。ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証協会の定めるところによる。

4 融資および償還状況の報告

金融機関は、融資の実行と同時に、この資金の融資の状況について融資実行報告書（様式3）および資金返済予定表により函館商工会議所に報告するものとし、繰上償還、条件変更等資金返済予定に変更があった場合には償還状況報告書（様式4）により函館商工会議所に報告するものとする。

【 取 扱 細 目 】

1 融資額

被害の復旧等に要する額とする。

2 申込必要書類

- (1) 申込書（様式1）
- (2) 被災状況等申告書（様式7）
- (3) 最近2年間の決算書（個人の場合 確定申告書の写し，決算書・内訳書等）
- (4) 設備資金の場合 見積書，設備等の図面
- (5) 設備資金で土地を融資対象とする場合 土地売買契約書の写し
- (6) 建築確認申請が必要な場合 建築確認申請書・確認済証の写し
- (7) 会社または協同組合等の場合 会社または協同組合等の登記事項証明書
（コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの）
- (8) 協同組合等の場合 総会または理事会の議事録，役員名簿
- (9) 協同組合等の場合 組合員名簿（住所，氏名，業種，資本金，従業員数記載のこと。）
- (10) 現況写真またはり災証明書
- (11) 納税証明書（コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの）
- (12) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定を受けた場合
認定書の写し
- (13) その他函館商工会議所が特に必要と認めるもの